

労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第七号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十条 第五十条）</p> <p>三条の六</p> <p>第五節・第六節（略）</p> <p>第五章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（与信相当額の算出）</p> <p>第五十条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第五十三条の六までに定めるところによりカレント・エクスポートジャー方式、標準方式又は期待エクスポートジャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十条 第五十条）</p> <p>三条</p> <p>第五節・第六節（略）</p> <p>第五章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（与信相当額の算出）</p> <p>第五十条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第五十三条までに定めるところによりカレント・エクスポートジャー方式、標準方式又は期待エクスポートジャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。</p>

2 (略)

3 標準的手法採用金庫が第五十三條から第五十三條の六までに定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4 標準的手法採用金庫は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十三條の六までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

一・二 (略)

(期待エクスポージャー方式)

第五十三條 標準的手法採用金庫は、金融庁長官及び厚生労働大臣の承認を受けた場合に、期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

2 標準的手法採用金庫が期待エクスポージャー方式を用いる場合は、ネットینگ・セツトとして、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する無効EPEは第二号に掲げる算式により、同号に掲げる実効EPEは第三号に掲げる算式により算出される額となる。

一 与信相当額 = x 実効EPE

は、1.4。ただし、カウンター・パーティーの信用リスクに関する固有の特徴がある場合には、当該特徴に応じたより保守的

2 (略)

3 標準的手法採用金庫が第五十三條に定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4 標準的手法採用金庫は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十三條までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

一・二 (略)

(期待エクスポージャー方式)

第五十三條 標準的手法採用金庫は、金融庁長官の承認を受けた場合に、期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

2 標準的手法採用金庫が期待エクスポージャー方式を用いる場合、金融庁長官が別に定める方法に従うものとする。

な を用いることとする。

$$\text{II} \quad \text{実効 E P E} = \frac{1}{n} \sum_{k=1}^n \text{実効 E E}_{t_k} \times t_k$$

n は、エクスポージャーの額を計測する将来の時点 t_k のうち、一年を超えない最後の時点を t_n としたときの n

$$t_k \text{ は、 } t_k - t_{k-1}$$

$$\text{III} \quad \text{実効 E E}_{t_k} = \max(\text{実効 E E}_{t_{k-1}}, \text{E E}_{t_k})$$

E E_{t_k} は、将来の時点 t_k における、内部モデルにより推計されたエクスポージャーの額の平均（以下「期待エクスポージャー」という。）。ただし、実効 E E_{t_0} はカレント・エクスポージャー（期待エクスポージャーの算出の対象となるネットインゲ・セットに含まれる取引の時価に基づき算出される、当該ネットインゲ・セットに係る取引相手方のデフォルトによって発生する損失額と零の大きい方をいう。第三十三条第六項において同じ。）とする。

3 標準的手法採用金庫は、前項第一号に規定する について、次に掲げる要件を満たしている場合は、独自に推計することが出来る。

ただし、推計した が「一」を二回するとき は「一」とする。

一 が、すべての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経済資本（リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されている資本をいう。以下この項において同じ。）の額を E P E を融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されていること。ただし、 E P E は次に掲げる算式により算出される値とする。

（新設）

$$EPE = \frac{1}{k} \sum_{k=1}^n E_{t_k} \times t_k$$

nは、エクスポートジャーの額を計測する将来の時点 t_k のうち、一年を超えない最後の時点 t_n としたときのn

$$t_kは、t_k - t_{k-1}$$

二 すべての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポートジャーの額の推計において主要な要因を把握していること。

三 経済資本の額の計算に係るモデルの使用の方法、パラメーターの特定及びポートフォリオの構成に合理性及び一貫性があること。

四 経済資本の額の計算方法についての文書が作成されていること。

4 標準的手法採用金庫は、ネットイング・セットに係る取引相手方

に対するマージン・アグリメント（当該取引相手方に係るエクスポートジャーの額が指定された額を超えたときに、当該相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。次項において同じ。）に基づき、期待エクスポートジャー計測モデル（期待エクスポートジャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合は、第二項第二号に規定する冊添 E_{t_k} に代えて、 E_{t_k} を用いることにより同項第二号に規定する冊添EPEを計測する方法を使用することができる。

5 標準的手法採用金庫は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げ

（新設）

（新設）

る額のうち、いずれか小さい方を第二項第一号に掲げる乗効 EPE とする方法を使用することができる。

一 閾値（マージン・アグリメントにおいて取引相手方に対して担保の提供の請求権が発生する当該取引相手方に対するエクスポージャーの額をいう。）に次に掲げる算式により算出されたアドオンを加えた額

$$\text{アドオン} = E E_{t_{mp}} \cdot E E_{t_0}$$

$E E_{t_{mp}}$ は、リスクのマージン期間（マージン・アグリメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該担保のマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。ただし、当該期間は、日々の値洗いにより担保の額が調整されているレボ形式の取引のみから構成されるネット・イング・セットについては五営業日、それ以外のすべてのネット・イング・セットについては十営業日を下回らないものとする。）内における最後の時点の期待エクスポージャー

$E E_{t_0}$ は、マージン・アグリメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点の期待エクスポージャー

二 マージン・アグリメントの総額がなごり残った場合の乗効 EPE

（承認申請書の提出）

第五十三条の二 期待エクスポージャー方式の使用について前条第一

（新設）

項の承認を受けようとする金庫は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 名称

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 期待エクスポージャー計測モデルの構築及び利用その他の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 期待エクスポージャー方式実施計画

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 前項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 期待エクスポージャー方式を適用する範囲及び同方式の適用を開始する日

二 期待エクスポージャー方式の適用を除外する予定の範囲

(承認の基準)

第五十三条の三 金融庁長官及び厚生労働大臣は、期待エクスポージャー方式の使用について第五十三条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(新設)

一 期待エクスポージャーの管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「期待エクスポージャー管理部署」という。）が、信用リスク・アセットの額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テストインダグ（過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエクスポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出される期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポージャー計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）及びストレステスト（期待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクスポージャーの差異に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三 期待エクスポージャー計測モデルの正確性が、期待エクスポージャー管理部署により継続的に検証されること。

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によってリスク計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事

項を含まなければならない。

イ 期待エクスポージャー計測モデルの用いる前提が不適切であることによりリスクを過小に評価していないこと。

ロ 第二号に定めるバック・テストリングに加え、金庫のポートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ 仮想的なポートフォリオを使用した検証により、期待エクスポージャー計測モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じうる影響を適切に把握していると評価できること。

五 理事（法第三十二条第一項に規定する理事をいう。以下同じ。）が期待エクスポージャーに係る信用リスクの管理手続に積極的に関与していること。

六 期待エクスポージャー計測モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七 期待エクスポージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

ハ 期待エクスポージャーに係る信用リスクの計測過程について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。

十 前号のリスク・ファクターに対して大きな変動が生じた場合に期待エクスポージャー計測モデルに及ぼす影響を検証していること。

十一 取引をモデル内の適切なネットティング・セットに割り当てるために取引固有の情報を入手していること。

十二 担保額調整の効果を捉えるため、取引固有の情報を入手していること。

十三 独自に推計している場合は、第五十二条第三項各号に掲げる要件を満たしていること。

(変更に係る届出)

第五十二条の四 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 承認申請書の記載事項に変更がある場合

二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三 前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用金庫は、当該金庫が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

(新設)

第五十三条の五 金融庁長官及び厚生労働大臣は、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合、第五十三条第一項の承認を取り消すことができる。

(新設)

(段階的適用等)

第五十三条の六 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫は、すべての派生商品取引又はすべてのレポ形式の取引について期待エクスポージャー方式を適用しなければ

(新設)

ならない。ただし、期待エクスポージャー方式の適用を開始した後
の一定の期間について、一部の取引の与信相当額についてカレント
・エクスポージャー方式又は標準方式を適用する旨を第五十三条の
二第二項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画に定め
ている場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、期待エクスポージャー方式の使用につ
いて承認を受けた標準的手法採用金庫は、信用リスク・アセットの
額を算出するに当たって重要でない派生商品取引又はレポ形式の取
引に対して、カレント・エクスポージャー方式又は標準方式を適用
することができる。

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)
第八十二条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)
第八十二条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 標準的手法採用金庫の理事がレポ形式の取引に係るエクスポージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

四〇六 (略)

3・4 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第二百二十二条 (略)

2〇4 (略)

5 第五十条から第五十三条の六までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

(マチュリティ)

第二百二十三条 (略)

2〇5 (略)

6 内部格付手法採用金庫が事業法人等向けエクスポージャーのEADについて第五十三条から第五十三条の六までの規定を準用している場合は、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチュリティとし、同号に掲げる附則106は第二

一・二 (略)

三 標準的手法採用金庫の理事(法第三十四条第一項に規定する理事をいう。以下同じ。)がレポ形式の取引に係るエクスポージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

四〇六 (略)

3・4 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第二百二十二条 (略)

2〇4 (略)

5 第五十条から第五十三条までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

(マチュリティ)

第二百二十三条 (略)

2〇5 (略)

(新設)

号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチュリティが一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とす。

$$\text{I 実効マチュリティ } i(M) = \frac{\sum_{k=1}^m \text{実効 } E E_{t_k} x \quad t_k x d f_k}{\sum_{k=1}^m \text{実効 } E E_{t_k} x \quad t_k}$$

$$\frac{\sum_{k=m+1}^n E E_{t_k} x \quad t_k x d f_k}{x d f_k}$$

t_k は、 $t_k - t_{k-1}$

$d f_k$ は、将来の期間 t_k にわたるリスクフリー・レートによる割引率

$E E_{t_k}$ は、将来の時点 t_k における期待エクスポージャー。ただし、 $E E_{t_0}$ はカレント・エクスポージャー。

m は、エクスポージャーの額を計測する将来の時点 t_k のうち、一年を超えない最後の時点 t_m としたときの m

n は、エクスポージャーの額を計測する将来の時点 t_k のうち、満期の時点を超えない最後の時点 t_n としたときの n

$$\text{II 実効 } E E_{t_k} = \max(\text{実効 } E E_{t_{k-1}}, E E_{t_k})$$

実効 $E E_{t_0}$ は、カレント・エクスポージャー

(リテール向けエクスポージャーの EAD)

第四百十条 (整)

2~4 (整)

(リテール向けエクスポージャーの EAD)

第四百十条 (整)

2~4 (整)

5 第五十条から第五十三条の六までの規定は、リテール向けエクスポージャーの「ヨロ」について準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは、「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

(エクスポージャーの厚さ(「」))

第二百三十六条 (略)

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第五十条から第五十三条の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは、「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

5 第五十条から第五十三条までの規定は、リテール向けエクスポージャーの「ヨロ」について準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは、「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

(エクスポージャーの厚さ(「」))

第二百三十六条 (略)

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第五十条から第五十三条までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは、「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。